

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画

令和8年2月

盛岡市・滝沢市・矢巾町

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画

目次

第1章 計画の概要	1
1. 地域公共交通利便増進実施計画とは	1
1-1 地域公共交通利便増進実施計画	1
1-2 利便増進事業	1
2. 計画策定の背景と目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 実施区域	3
5. 実施予定期間	3
第2章 盛岡都市圏地域公共交通計画の基本理念・施策内容	4
1. 地域公共交通計画の基本理念・基本方針・目標	4
1-1 基本理念・基本方針	4
1-2 将来ネットワーク	6
1-3 目標・目標指標	7
2. 地域公共交通計画の施策内容	8
第3章 利便増進事業の内容・実施主体	9
1. 利便増進事業の内容及び実施主体	9
1-1 事業の内容	11
1-2 対象路線・運行の概要	12
1-3 路線バスの運行系統	14
1-4 運賃	20
2. 利便増進事業に関連して実施する事業	21
2-1 都市圏公共交通マップの作成	21
2-2 公共交通利用促進イベントの開催	22
3. 関係施策との連携に関する事項	23
4. 利便増進事業等の実施スケジュール	23
第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法・支援の内容	24
第5章 事業実施による効果	25

2. 計画策定の背景と目的

盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町（以下「盛岡都市圏」という。）では、3市町それぞれに地域公共交通網形成計画及び地域公共交通計画を策定し、当該計画に基づき公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施してきました。

一方で盛岡都市圏は、同一生活圏として市町域を跨いだ移動が多いことや盛岡都市圏内を連絡する路線も多く、盛岡市中心部を結節点とする公共交通ネットワークが構築されていることから、地域住民の日常生活に関して形成される交通圏を基本とした、盛岡都市圏全体での地域公共交通計画の策定や、連携・協働した施策実施の必要性が高まったことを受け、「盛岡都市圏地域公共交通計画（以下「都市圏計画」という。）」を令和7年（2025年）9月に策定しました。

令和2年（2020年）の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年（2007年）法律第59号）」（以下「地域交通法」という。）の改正により、従前の地域公共交通再編事業の内容を更に充実させた利便増進事業を実施するため、地域公共交通利便増進実施計画が策定できるようになりました。

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画（以下「本計画」という。）は、都市圏計画に定めた利便増進事業を実施するにあたり、基本理念として掲げる「つなげる・いかす・ささえる 持続可能で使いやすい交通体系の実現」を推進するとともに、事業の実施に係る確実性や円滑化を図ることを目的として策定するものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、都市圏計画に定めた将来ネットワークを具体化するためのアクションプランとしての位置付けがあり、実施施策・事業における具体的な内容について定めるものです。

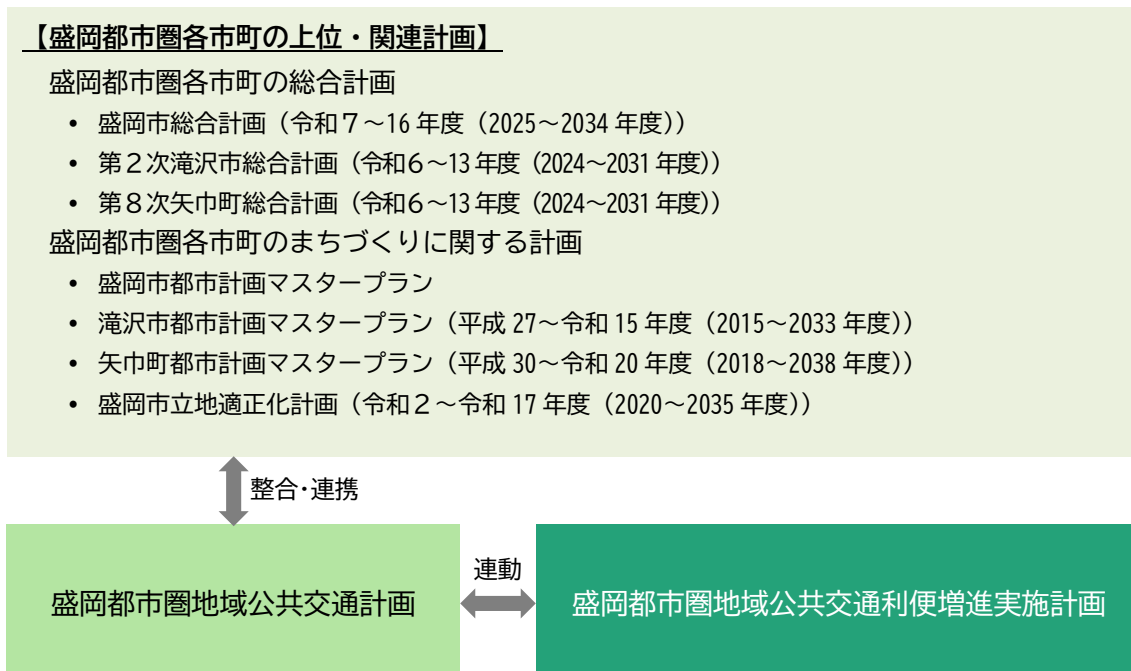


図 本計画の位置付け

4. 実施区域

本計画の実施区域は、盛岡市南西部及び矢巾町北部に位置する次の表の地域を対象とします。

本計画に記載する利便増進事業は、盛岡都市圏地域公共交通計画に記載している将来ネットワーク図において、見直し想定エリアに掲げていた盛岡市南西部から矢巾町北部の路線バスネットワークの再編を実施し、限られた運転士でも移動需要に応じた供給が可能となり、持続可能な公共交通を実現することを目指しております。

また、盛岡都市圏の移動や公共交通の特徴として、同一生活圏として市町域を跨いだ移動や盛岡都市圏内を連絡する公共交通路線の運行も多く、日常移動において鉄道や路線バスなどの接続を含めた地域間移動が都市圏全体で相互に関係しています。

本計画の利便増進事業により、鉄道・バス不便地域であった地区にバス路線が新設されることで、盛岡都市圏内の公共交通での移動が可能になり、更なる利用促進効果が見込まれ、盛岡都市圏のまちづくりとの連動における問題点や持続可能なネットワークにおける問題点の解決につながることを期待されます。

表 本計画の実施区域

市町	実施区域に含まれる地域
盛岡市	内丸、中央通一丁目、中央通二丁目、中央通三丁目、大通三丁目、大沢川原三丁目、開運橋通、中ノ橋通一丁目、盛岡駅西通二丁目、盛岡駅前通、西仙北一丁目、門字沓打場、本宮一丁目、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、本宮五丁目、本宮六丁目、本宮七丁目、本宮字石仏、本宮字上越場、本宮字大宮、本宮字林崎、本宮字水門、本宮字小林、本宮字鬼柳、本宮字平藤、向中野一丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野六丁目、向中野七丁目、向中野八丁目、向中野字東道明、向中野字幅、向中野字新田、向中野字畑返、仙北町字佐兵衛新田、下鹿妻字辻屋敷、上鹿妻田貝、三本柳5地割、三本柳6地割、三本柳7地割、三本柳15地割、津志田南一丁目、津志田南二丁目、津志田南三丁目、津志田1地割、津志田2地割、津志田5地割、津志田12地割、津志田13地割、津志田14地割、津志田15地割、津志田16地割、永井1地割、永井2地割、永井12地割、永井13地割、永井14地割、永井15地割、永井16地割、永井17地割、永井21地割、永井22地割、下飯岡1地割、下飯岡2地割、下飯岡3地割、下飯岡4地割、下飯岡6地割、下飯岡19地割、下飯岡20地割、飯岡新田6地割、飯岡新田7地割、上飯岡12地割、上飯岡13地割、上飯岡14地割、上飯岡19地割、羽場5地割、羽場6地割、羽場7地割、羽場9地割、羽場11地割、羽場13地割、羽場14地割、羽場16地割、羽場17地割、湯沢1地割、湯沢3地割、湯沢5地割、湯沢6地割、湯沢8地割、湯沢10地割、湯沢11地割、湯沢12地割、湯沢15地割、湯沢16地割、湯沢17地割、湯沢18地割、湯沢19地割、手代森6地割、手代森7地割、湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、流通センター北一丁目
矢巾町	大字広宮沢第1地割、大字広宮沢第4地割、大字広宮沢第11地割、大字広宮沢第12地割、流通センター南一丁目、流通センター南二丁目、流通センター南三丁目、流通センター南四丁目

5. 実施予定期間

本計画の実施予定期間は、都市圏計画と整合を図り、令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間とします。本計画は、利便増進事業の進捗状況や地域公共交通を取り巻く状況の変化に応じて、計画内容の見直しや変更を実施します。

第2章 盛岡都市圏地域公共交通計画の

基本理念・施策内容

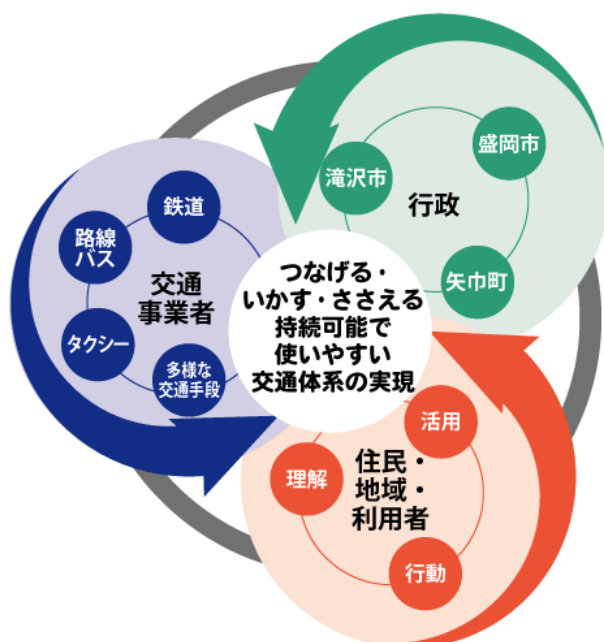
1. 地域公共交通計画の基本理念・基本方針・目標

1-1 基本理念・基本方針

都市圏計画では、地域公共交通の課題を解決するため、基本理念や基本方針を次のとおり掲げています。

基本理念

つなげる・いかす・ささえる
持続可能で使いやすい交通体系の実現



盛岡都市圏のつながり

- ➡市町の枠組みを越えた施策展開によって、移動ニーズに合った使いやすい公共交通を実現します。

交通モードや交通事業者間のつながり

- ➡それぞれの強みを活かし協力、補完し合うことで、公共交通としての責務とネットワークの維持を実現します。

多様な関係者とのつながり

- ➡住民、地域、利用者等の多様な主体が盛岡都市圏にとって必要な行動をとることで、盛岡都市圏の持続可能な公共交通体系を実現します。

基本方針①

限りある輸送資源の最適化による持続可能な公共交通ネットワークの形成

限りある輸送資源を、効率的かつ戦略的に配置することで、今後も利用し続けられる公共交通ネットワークを形成します。

基本方針②

地域の実情に合った公共交通利用環境の構築

移動需要、ニーズ、地域等に合わせたサービスレベルの設定、公共交通の利便性向上を図ります。

基本方針③

地域と利用者の連携・協働による公共交通の推進

住民や利用者が地域にとって望ましい交通行動を考え、実践していくように情報発信やモビリティ・マネジメントを展開します。

基本方針④

盛岡都市圏の多様な関係者による施策展開の実現

公共交通の維持及び活性化に向け、交通事業者だけでなく、盛岡都市圏に属する多様な関係者が一体となって施策に取り組みます。

1-2 将来ネットワーク

盛岡都市圏では、基本理念及び基本方針に基づき、将来ネットワークを次のとおりに設定しています。本計画では、「見直し想定エリア（盛岡市南西部～矢巾町北部）」におけるネットワークの再編を利便増進事業の対象とします。

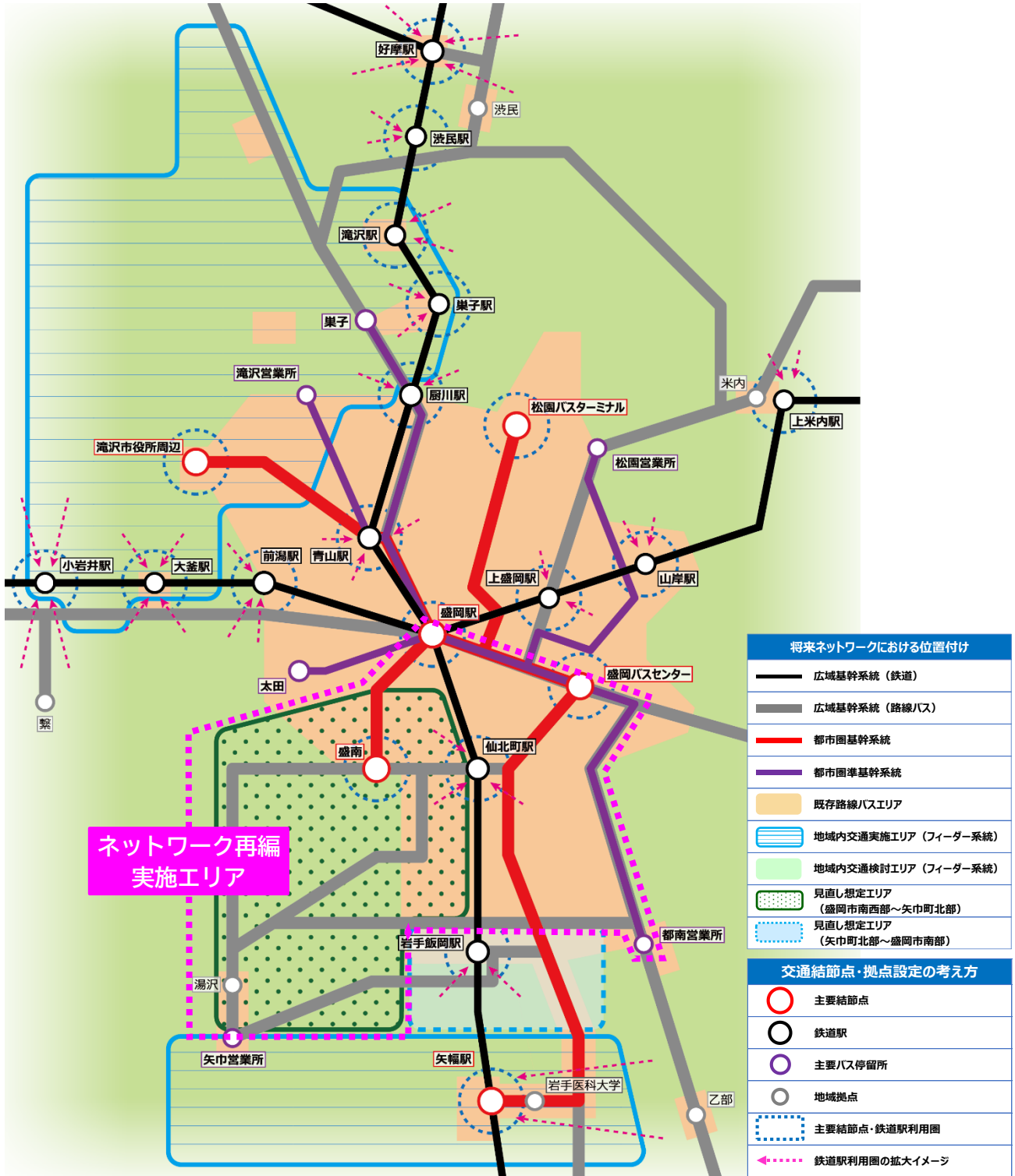


図 盛岡都市圏における将来ネットワーク

1-3 目標・目標指標

都市圏計画では、地域公共交通の課題を解決し、目指すべき地域公共交通の姿として4つの目標と目標の達成状況を評価する指標を定めています。利便増進事業における効果については、本指標のうち関連する項目を用いて、検証することを基本とします。

目標① 交通モードの役割に応じた最適なネットワークの形成

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 1-1 住民1人当たりの公共交通利用回数			
i 鉄道	27.3(回/年・人)	27.3(回/年・人) 以上	毎年
ii 路線バス	32.8(回/年・人)	32.8(回/年・人) 以上	毎年
iii 地域内交通	0.07(回/年・人)	0.07(回/年・人) 以上	毎年
iv 一般乗用タクシー	9.7(回/年・人)	9.7(回/年・人) 以上	毎年
指標 1-2 鉄道・路線バス・地域内交通利用圏人口割合	79.9%	79.9%以上	計画更新時

目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 2-1 公共交通利用者の満足度	29.6%	35.6%	計画更新時

目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 3-1 公共交通利用率	27.8%	27.8%以上	計画更新時

目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて参画・連携できる体制の構築

指標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 4-1 3市町連携による実施事業数	0	31	計画更新時
指標 4-2 路線バスの収支率	77.12%	77.12%	毎年
指標 4-3 公共交通への公的資金投入額	214 百万円	302 百万円	毎年

2. 地域公共交通計画の施策内容

都市圏計画では、設定した目標の達成に向けて、次のとおりの実施施策・事業に取り組みます。また、本計画の対象となる利便増進事業として取り組む実施施策・事業を併せて示します。

表 都市圏計画における実施施策・事業一覧

実施施策		地域公共交通 利便増進事業
方向性1 公共交通ネットワークの維持・確保		
都市圏施策1-1	鉄道の運行維持と利活用・利便性向上	
都市圏施策1-2	路線バスネットワークの維持	○
都市圏施策1-3	タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成	○
市町施策1-3	デマンド交通の利便性向上	
都市圏施策1-4	地域の輸送資源の活用による移動手段の確保	
市町施策1-4	地域特性に合った交通手段の導入	
都市圏施策1-5	交通事業者の収支改善に繋がる支援	
方向性2 交通結節点等の利便性・機能性向上		
都市圏施策2-1	交通結節点の機能性等の向上	
市町施策2-1	交通結節点等の整備	
都市圏施策2-2	公共交通の裾野を広げる 交通結節点等の活用とまちづくりとの連携	
方向性3 利用しやすい公共交通サービスの提供		
都市圏施策3-1	利用しやすい運行ダイヤの設定	○
都市圏施策3-2	分かりやすい公共交通案内情報の提供	
都市圏施策3-3	既存の公共交通を活用した観光部門との連携	
都市圏施策3-4	利用促進に繋がる運賃体系の研究	
市町施策3-4	生活交通を支える運賃制度の継続・検討	
都市圏施策3-5	キャッシュレス決済の導入・普及拡大	
方向性4 生活を支える公共交通の理解促進		
都市圏施策4-1	公共交通に関する情報の周知	
都市圏施策4-2	都市圏公共交通マップの作成	○
都市圏施策4-3	公共交通利用促進イベントの開催	○
都市圏施策4-4	通勤通学・公務移動時等の公共交通利用の促進	
都市圏施策4-5	公共交通を支える意識の醸成と公共交通施策への参画	
都市圏施策4-6	運転士不足の改善に向けた支援	

第3章 利便増進事業の内容・実施主体

1. 利便増進事業の内容及び実施主体

本計画では、将来ネットワークにおける見直し想定エリアにおいて、まちづくりの進展に伴うバス路線の再編を実施することで、利便性の高いネットワークの形成を図ります。

具体的な事業内容及び実施主体は、次のとおりです。

表 利便増進事業の概要

事業内容	実施主体	都市圏計画における事業の位置付け
利便増進事業 路線バスネットワークの維持		
盛岡市立地適正化計画における 居住誘導区域と整合するネットワークの形成 (盛岡市盛南地区における路線バスネットワークの再編)	盛岡市 矢巾町 岩手県交通(株)	都市圏施策1-2 事業②

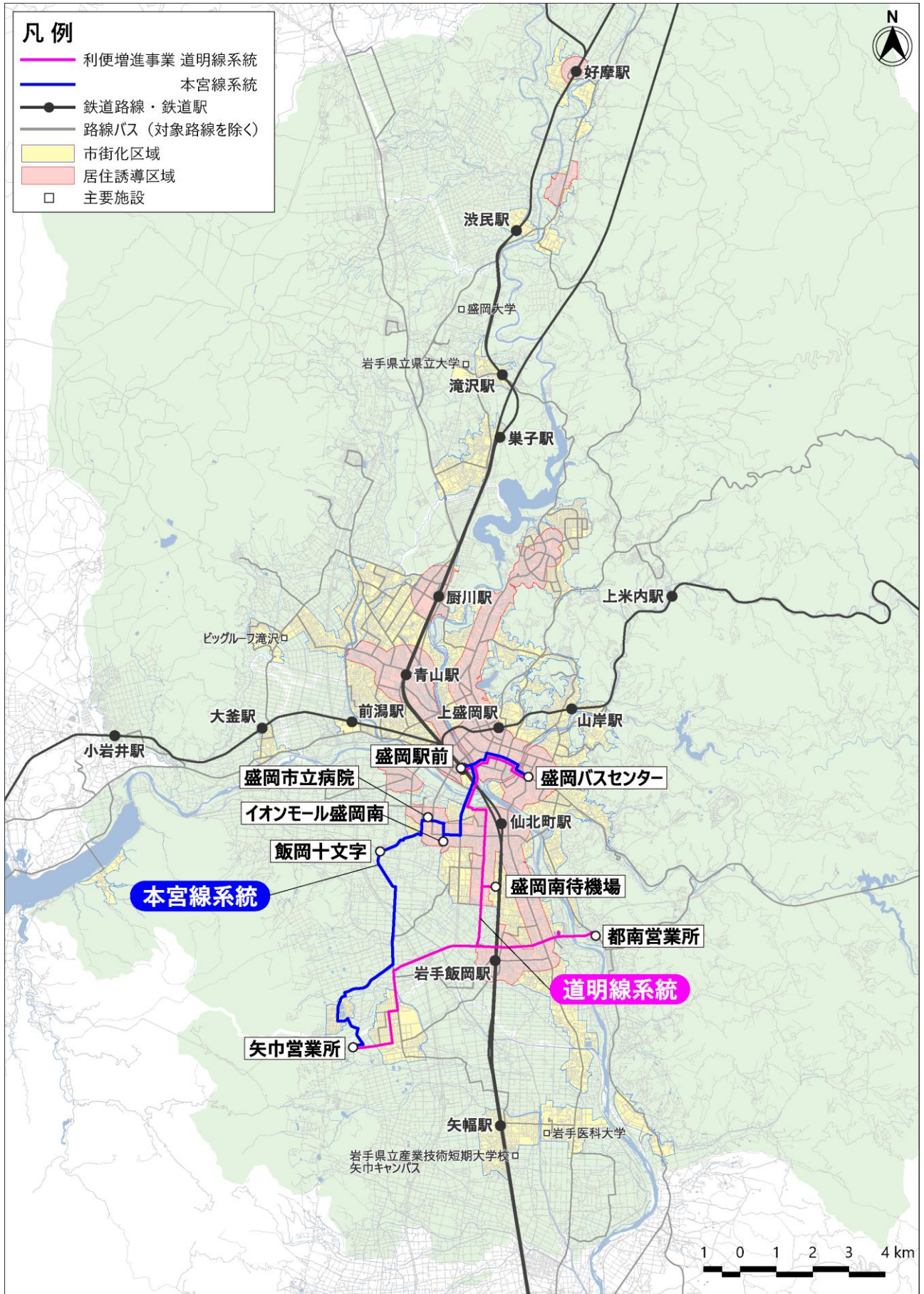


図 利便増進事業の実施箇所

1-1 事業の内容

盛岡市南西部及び矢巾町北部を運行している岩手県交通「421 都南盛南線」、「425 都南イオンモール盛岡南線」及び「510 南インター経由川久保線」の運行ルートを変更し、これまで路線バスの運行が無かった居住誘導区域に路線バスを新設します。運行ルートの変更に合わせて、路線バス停留所を4箇所新設し、利用を停止していた停留所を1箇所再開することで、沿線住民の利便性が向上します。

上記の3つの運行ルートは運行の拠点を郊外のみを設置していたため、1便当たりの運転士の拘束時間が長い運行や、利用者が少ない区間の運行により非効率な運行状況にありましたが、交通事業者と行政の連携により、居住誘導区域近傍に運行の拠点を新設し、利用需要が見込まれる区間での折り返し運行を行うことで、限られた人数の運転士でも移動需要に応じた運行本数の増加を実現することができ、持続可能で安全安心な利便性の高い運送サービスの提供が可能となります。

また、これまで鉄道・バス不便地域であった地域に新たに路線バスを導入することで、これまで公共交通での移動が困難だった地域へのアクセス、またはその地域から他地域への移動が可能となります。盛岡都市圏の移動の特徴として、同一生活圏として市町域を跨いだ移動が多く、盛岡都市圏内を連絡する公共交通路線の運行も多いことから、通勤通学時等の都市圏全体での移動の利便性も向上します。

さらに、岩手県交通「502 本宮線（志波城古代公園止まり）」、「503 本宮線（流通会館経由）」、「504 本宮線（湯沢団地経由）」及び「530 本宮線（飯岡十文字止まり）」について、路線名及び経由地を統一し、分かりやすい案内にするとともに、医療施設である盛岡市立病院や、商業施設であるイオンモール盛岡南への乗り入れにより、通院や買い物等の各施設利用者の利便性が向上します。

なお、「530 本宮線（飯岡十文字止まり）」を除く本宮線系統については、現状の明治橋を経由する運行ルートから、盛南大橋を経由する運行ルートへ変更することで、矢巾営業所から盛岡駅までの所要時間の短縮及び定時性の確保を図り、鉄道利用者の乗り継ぎが従来より円滑になり、利便性が向上します。運行ルートの変更に伴い、利用を停止していた停留所を1箇所再開します。

1-2 対象路線・運行の概要

本事業の対象となる路線及び運行の概要は次のとおりです。

表 対象路線及び運行概要（1/2）

	事業実施前	事業実施後
路線① 【再編】	路線名	421 都南盛南線
	運行の態様	路線定期運行
	運行事業者	岩手県交通（株）
	運行範囲	都南営業所～ゆいとぴあ中央 ～イオンモール盛岡南～盛岡駅前
	キロ程	11.6km
	便数	土日祝：2便（1往復）
		410 道明線（都南・道明線）
		路線定期運行
		岩手県交通（株）
		都南営業所～日赤前～東道明 ～向中野一丁目～本宮一丁目 ～（盛南大橋経由）～盛岡駅前 ～盛岡バスセンター
		9.8km（盛岡駅前終点）、 12.0km（盛岡バスセンター終点）、
		平 日：8便（4往復）※ 土日祝：5便（2.5往復） ※2便（1往復）は盛岡バスセンター終点
路線② 【統合】	路線名	425 都南イオンモール盛岡南線
	運行の態様	路線定期運行
	運行事業者	岩手県交通（株）
	運行範囲	都南営業所～川久保 ～イオンモール盛岡南～盛岡駅前
	キロ程	10.3km
	便数	平日：2便（1往復）
		410 道明線（都南・道明線）に統合
路線③ 【再編】	路線名	510 南インター経由川久保線
	運行の態様	路線定期運行
	運行事業者	岩手県交通（株）
	運行範囲	矢巾営業所～湯沢団地～ 盛岡友愛病院前～（南大橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前
	キロ程	16.7km
	便数	平日：5便（2.5往復）
		510 道明線（矢巾・道明線）
		路線定期運行
		岩手県交通（株）
		矢巾営業所～流通会館～東道明 ～向中野一丁目～本宮一丁目 ～（盛南大橋経由）～盛岡駅前 ～盛岡バスセンター
		11.7km（盛岡駅前終点）、 13.9m（盛岡バスセンター終点）
		平 日：6便（3往復）※ ※2便（1往復）は盛岡バスセンター終点
路線④ 【新設】	路線名	—
	運行の態様	—
	運行事業者	—
	運行範囲	—
	キロ程	—
	便数	—
		511 道明線（盛岡駅前終点） 512 道明線（盛岡バスセンター終点）
		路線定期運行
		岩手県交通（株）
		盛岡南待機場～東道明～向中野一丁目 ～本宮一丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前～盛岡バスセンター
		511 道明線：4.8km 512 道明線：7.0km
		【511 道明線（盛岡駅前終点）】 平 日：22便（11往復） 土日祝：5便（2.5往復） 【512 道明線（盛岡バスセンター終点）】 平 日：5便（2.5往復）

表 対象路線及び運行概要（2/2）

		事業実施前	事業実施後
路線⑤ 【統合】	路線名	502 本宮線（志波城古代公園止まり）	504 本宮線（湯沢団地経由）に統合
	運行の態様	路線定期運行	
	運行会社	岩手県交通（株）	
	運行範囲	志波城古代公園前 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	
	キロ程	8.4km	
	便数	土休日：2便（1往復）	
路線⑥ 【統合】	路線名	503 本宮線（流通会館経由）	504 本宮線（湯沢団地経由）に統合
	運行の態様	路線定期運行	
	運行事業者	岩手県交通（株）	
	運行範囲	矢巾営業所～流通会館 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	
	キロ程	14.7km	
	便数	平日：4便（2往復）	
路線⑦ 【再編】	路線名	504 本宮線（湯沢団地経由）	504 本宮線（湯沢団地経由）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行会社	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	矢巾営業所～湯沢団地 ～飯岡十文字～（明治橋経由） ～盛岡バスセンター～盛岡駅前	矢巾営業所～湯沢団地～飯岡十文字 ～盛岡市立病院～イオンモール盛岡南 ～本宮二丁目～（盛南大橋経由） ～盛岡駅前～盛岡バスセンター
	キロ程	15.1km	15.6km
	便数	平日：8便（4往復） 土日祝：6便（3往復）	平日：14便（7往復） 土日祝：6便（3往復）
路線⑧ 【再編】	路線名	530 本宮線（飯岡十文字止まり）	530 本宮線（飯岡十文字止まり）
	運行の態様	路線定期運行	路線定期運行
	運行会社	岩手県交通（株）	岩手県交通（株）
	運行範囲	盛岡駅前～（盛南大橋経由） ～泉屋敷～イオンモール盛岡南 ～飯岡十文字	盛岡バスセンター～盛岡駅前 ～（盛南大橋経由）～本宮二丁目 ～イオンモール盛岡南～盛岡市立病院 ～飯岡十文字
	キロ程	6.1km	8.5km
	便数	平日：1便（0.5往復）	平日：1便（0.5往復）

1-3 路線バスの運行系統

表 事業実施前後の運行系統図 (1/2)

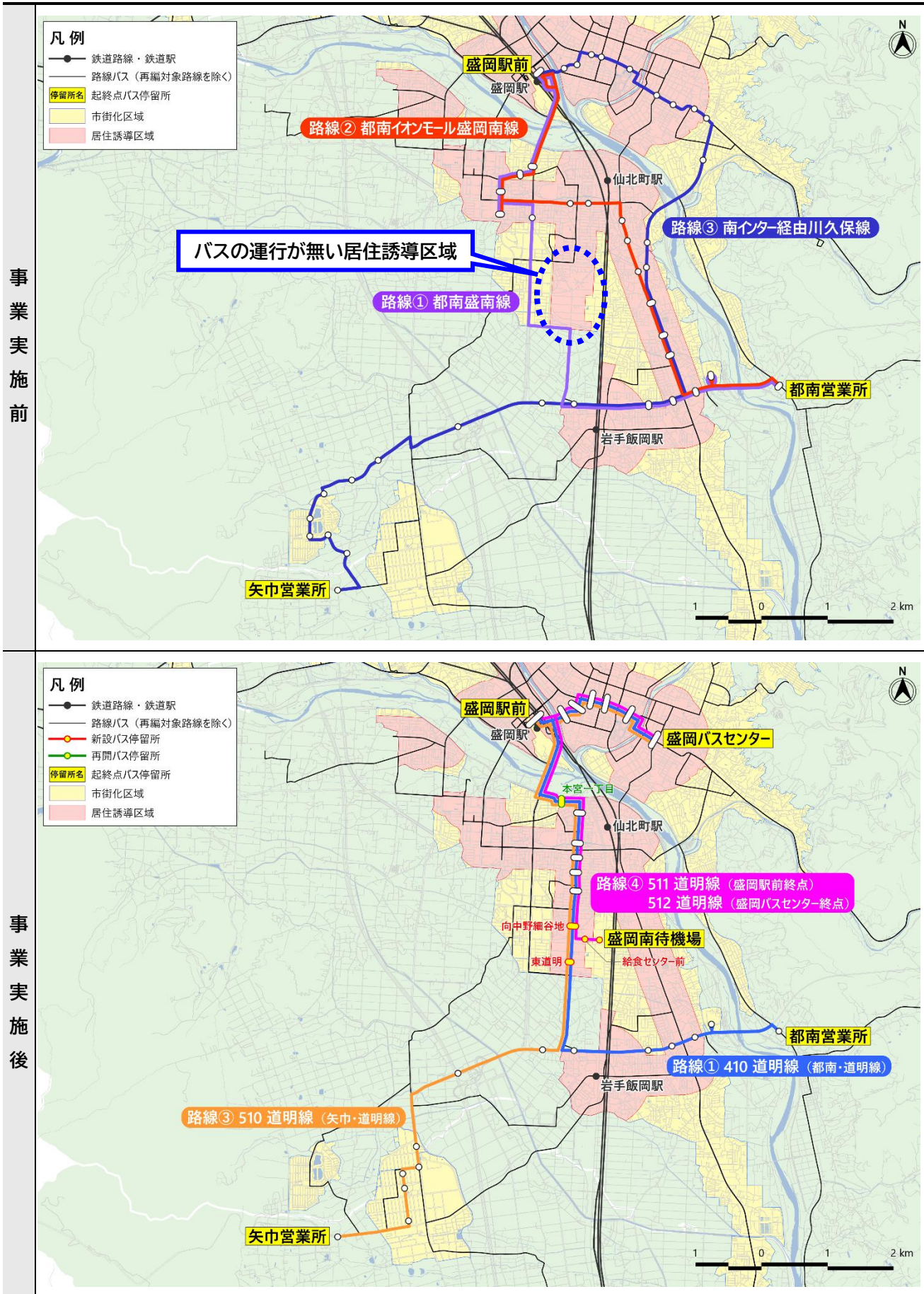


表 事業実施前後の運行系統図 (2/2)

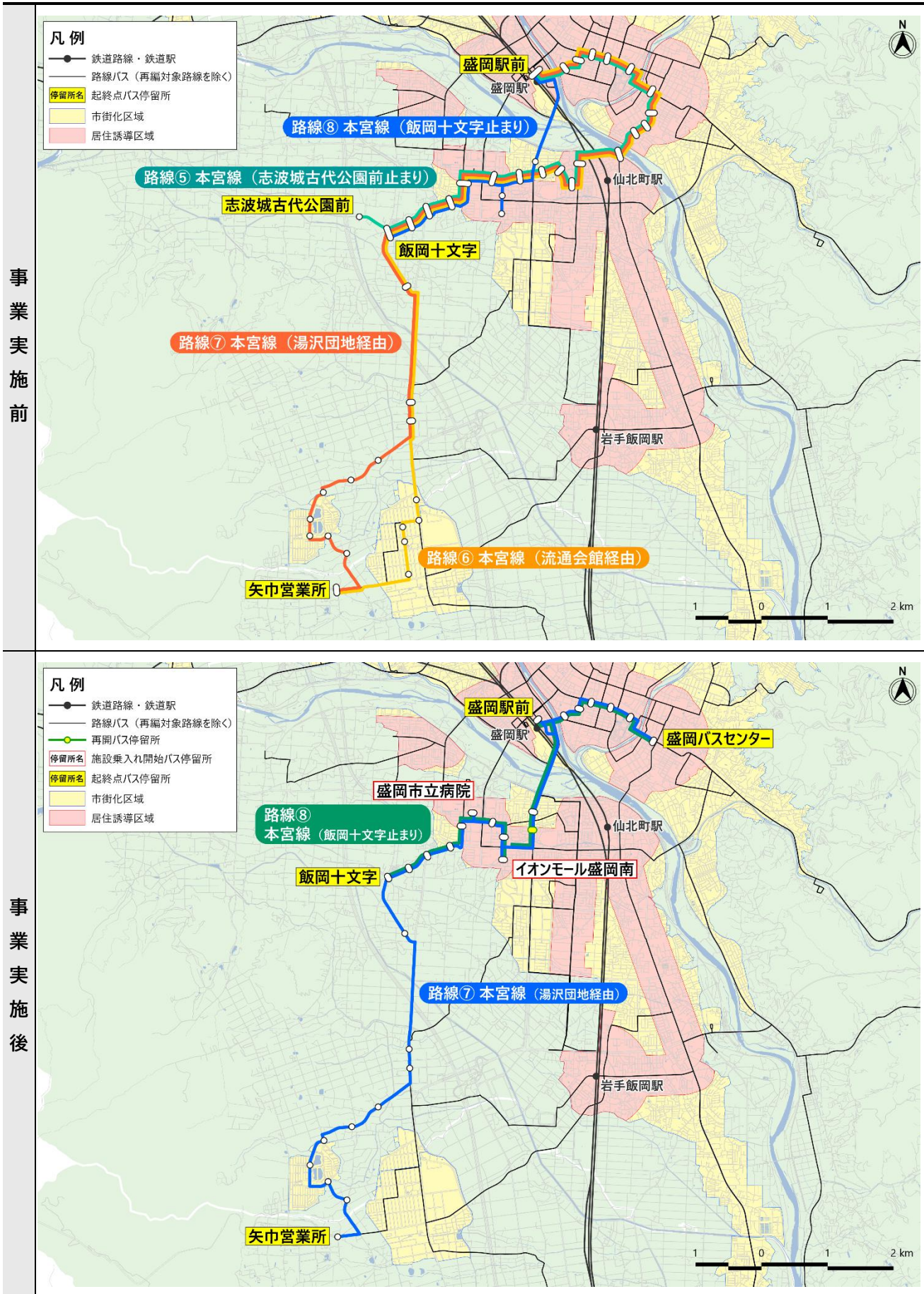


表 運行経路の拡大図（運行経路）

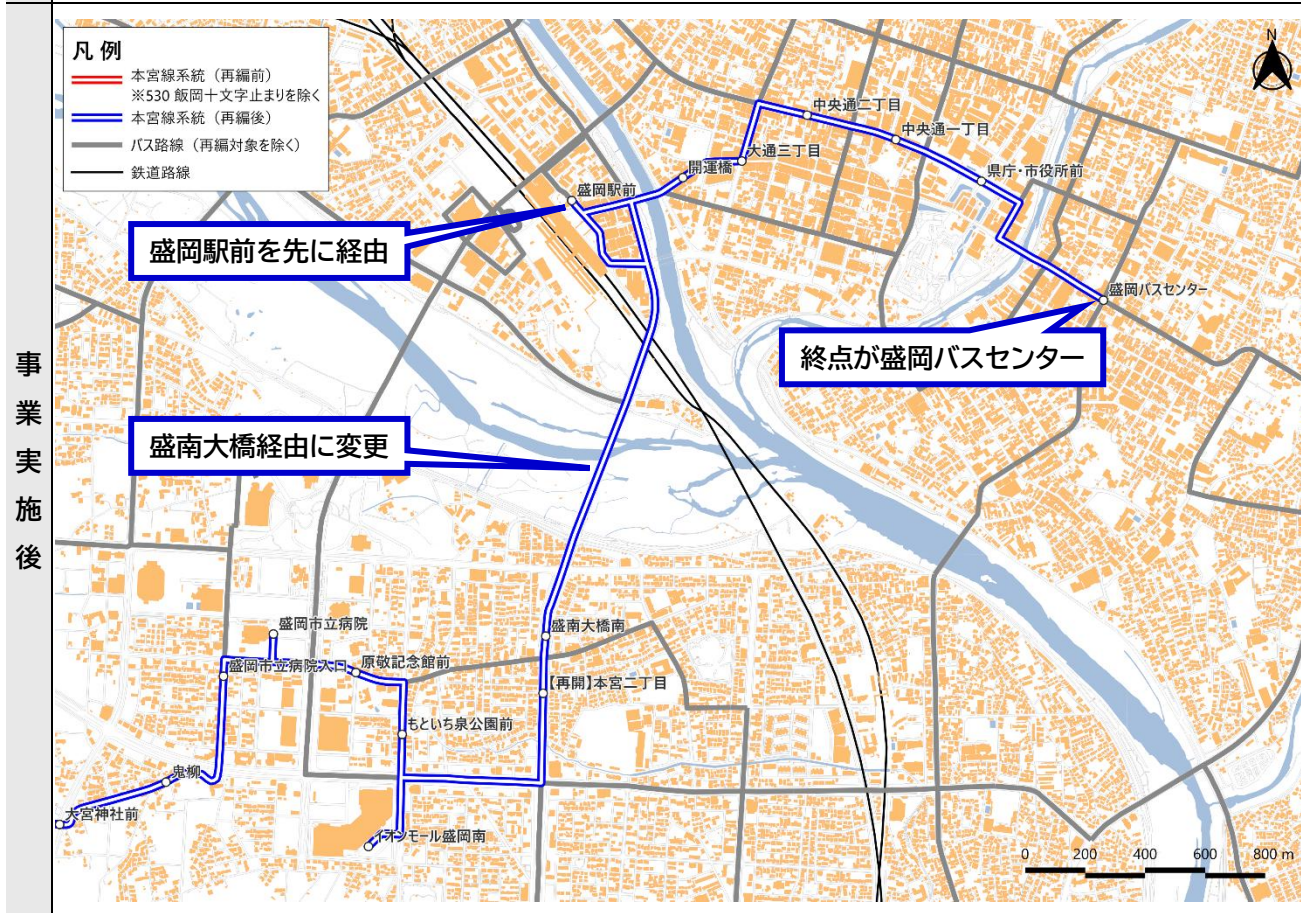
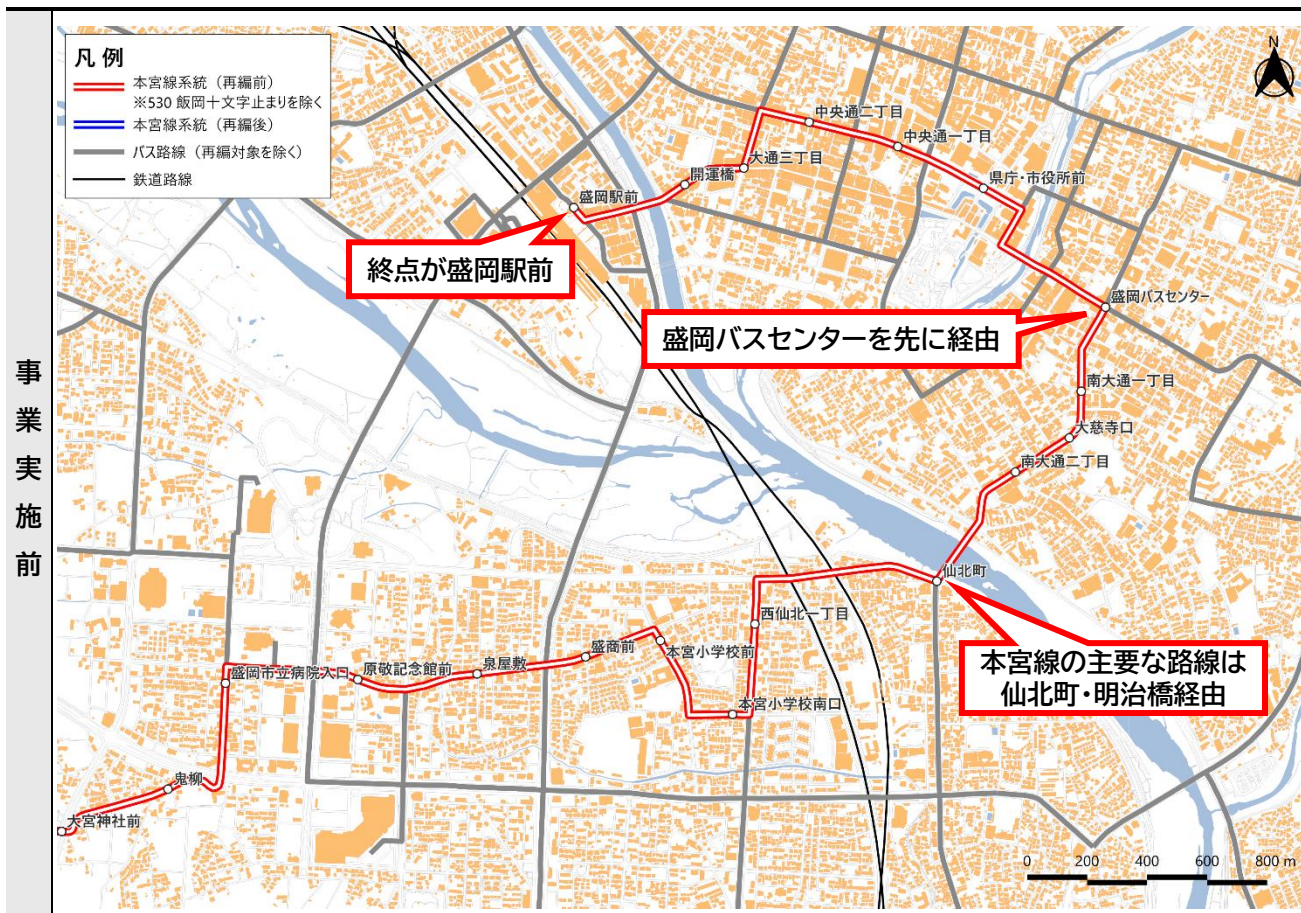


表 運行経路の拡大図（施設乗り入れ）

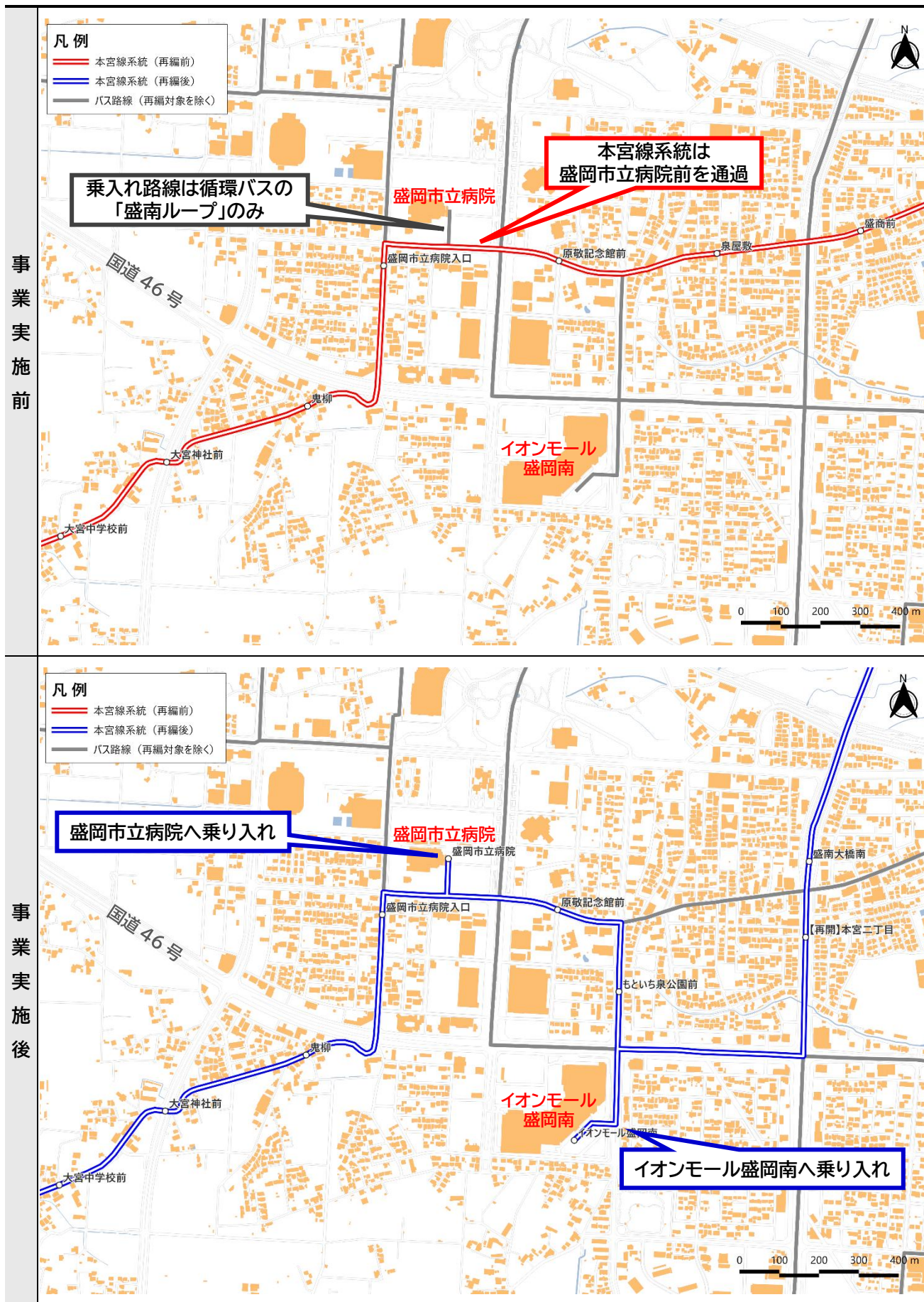


表 運行本数の変化図 (1/2)

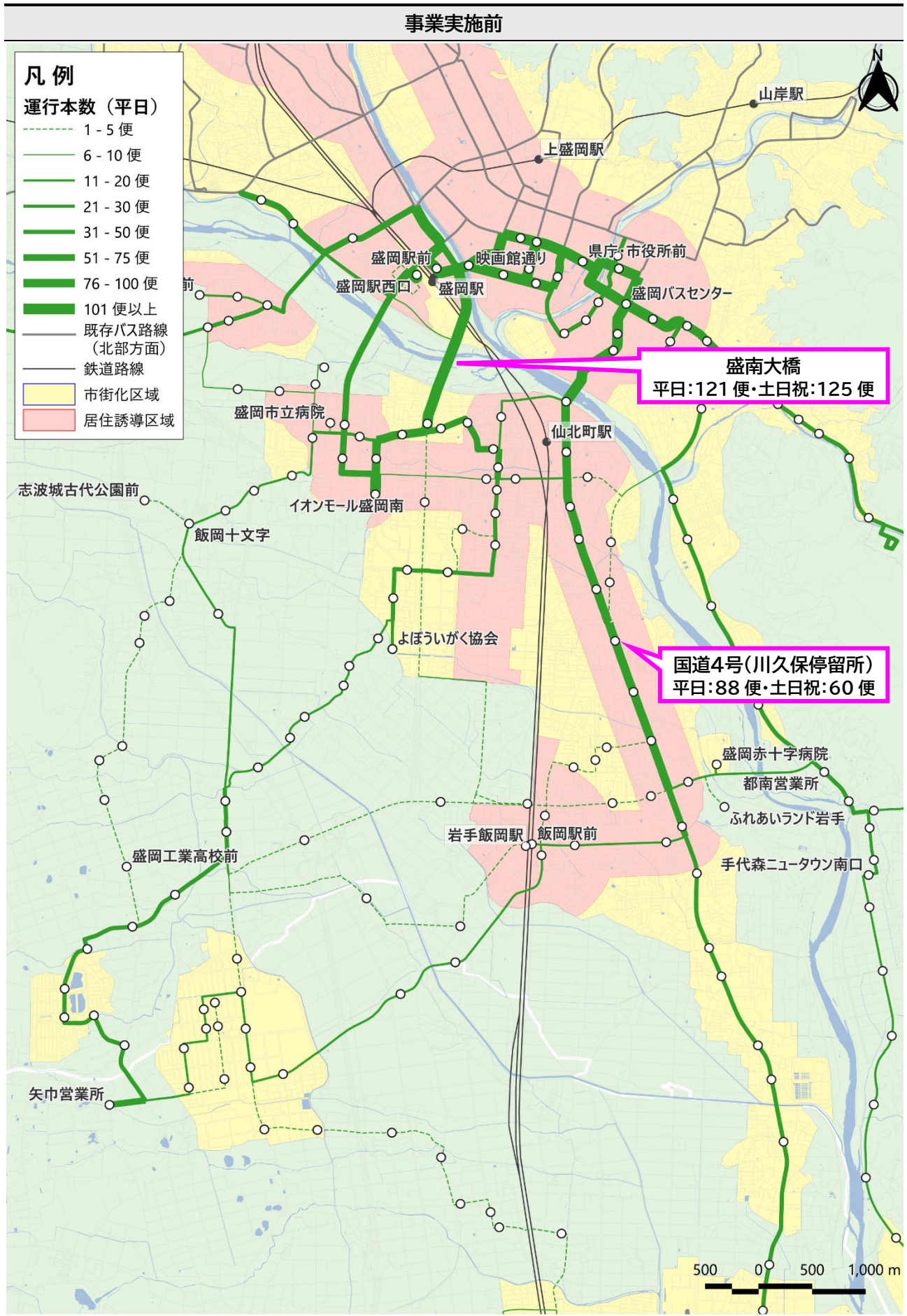
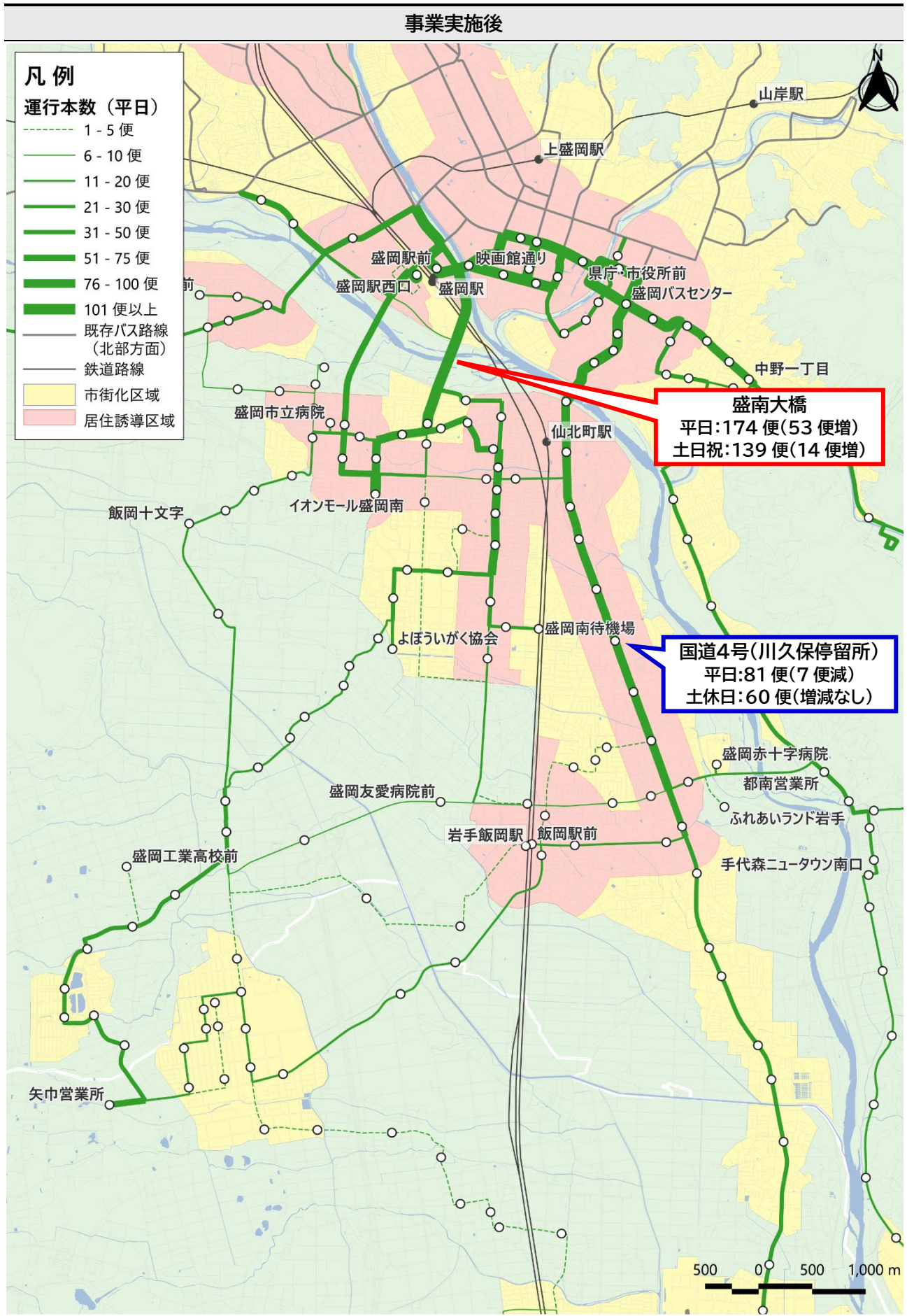


表 運行本数の変化図 (2/2)



1-4 運賃

表 事業実施前後の運賃

事業実施	路線	利用区間	運賃	備考
前	路線①	都南営業所～盛岡駅前	490 円	
	路線③	矢巾営業所～盛岡バスセンター	640 円	
		矢巾営業所～盛岡駅前	700 円	
	路線⑤	志波城古代公園前～盛岡バスセンター	390 円	
		志波城古代公園前～盛岡駅前	460 円	
	路線⑥	流通会館～盛岡バスセンター	550 円	
		流通会館～盛岡駅前	610 円	
	路線⑦	湯沢団地～盛岡バスセンター	530 円	飯岡線と同運賃
		湯沢団地～盛岡駅前	590 円	本宮線利用
	路線⑧	盛岡駅前～飯岡十文字	340 円	
後	路線①	都南営業所～盛岡駅前	490 円	±0 円
		都南営業所～盛岡バスセンター	600 円	
	路線③	矢巾営業所～盛岡駅前	640 円	-60 円
		矢巾営業所～盛岡バスセンター	670 円	+30 円
	路線⑦	湯沢団地～盛岡駅前	510 円	-80 円
		湯沢団地～盛岡バスセンター	530 円	±0 円
	路線⑧	盛岡駅前～盛岡市立病院	270 円	
		盛岡駅前～飯岡十文字	340 円	±0 円

(令和7年(2025年)4月1日現在)

2. 利便増進事業に関連して実施する事業

利便増進事業と関連し、実施する事業は次のとおりです。

2-1 都市圏公共交通マップの作成

<p>地域公共交通計画 における施策の体系</p>	<p>都市圏施策 4-2 都市圏公共交通マップの作成</p>
<p>施策・事業名</p>	<p>都市圏公共交通マップの作成</p>
<p>事業概要</p>	<p>盛岡都市圏内での円滑な移動を可能にするため、都市圏内共通の公共交通マップを作成します。</p> <p>多くの人に公共交通マップを利用してもらうため、鉄道やバスの交通結節点のほか、都市圏内の公共施設や商業施設等に掲示及び配置し、広く周知を図ります。</p>  <p>盛岡市バスの日まつり実行委員会 ・岩手県バス協会</p> <p>滝沢市</p> <p>矢巾町</p> <p>図 各市町で作成された公共交通マップ</p>
<p>実施主体</p>	<p>行政、交通事業者</p>

2-2 公共交通利用促進イベントの開催

<p>地域公共交通計画 における施策の体系</p>	<p>都市圏施策 4-3 公共交通利用促進イベントの開催</p>
<p>施策・事業名</p>	<p>公共交通利用促進イベントの共同開催 盛岡都市圏3市町の間による公共交通利用促進イベントの開催 盛岡都市圏3市町の連携による公共交通利用体験会の開催</p>
<p>事業概要</p>	<p>公共交通を広く周知し、新たな利用者確保を図るため、公共交通の利用促進イベントを実施します。 各市町で実施している公共交通利用促進イベントの共同開催を実施します。</p> <p>公共交通利用促進イベントの開催イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(盛岡市バスの日まつり)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(たきぎわのりものフェスタ)</p> </div> </div> <p>公共交通利用体験会の開催イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(バス乗車体験・乗り方教室の様子)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(チャグバスの運行)</p> </div> </div>
<p>実施主体</p>	<p>行政、交通事業者</p>

3. 関係施策との連携に関する事項

本計画と関係する施策は、次のとおりです。

表 関係施策との連携に関する事項

地域公共交通計画 における記載箇所	P.21 都市圏施策1-2 路線バスネットワークの維持
関係施策	盛岡市立地適正化計画
記載内容	<p>【事業概要】 まちづくりの進展に伴う新たな移動需要が見込まれるエリアや、商業施設等の集客施設の新設により移動の流れが変化することが想定されるエリアにおいては、まちづくりの施策と連携しながら、新規需要の取り込みや移動ニーズに対応する利便性を確保するため、ネットワークの形成を図ります。</p> <p>【実施事業】 まちづくりと連携したネットワークの形成 盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域と整合するネットワークの形成（盛南地区）</p>

4. 利便増進事業等の実施スケジュール

利便増進事業等の実施スケジュールは、次のとおりです。

表 利便増進事業等の実施スケジュール

事業名	令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				令和12年度 (2030年度)			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
利便増進事業 路線バスネットワークの維持																				
盛岡市立地適正化計画における 居住誘導区域と整合する ネットワークの形成 (盛岡市盛南地区における 路線バスネットワークの再編)																				
利便増進事業に関連して実施する事業																				
関連事業1 都市圏公共交通マップの作成																				
関連事業2 公共交通 利用促進イベントの開催																				

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

・支援の内容

事業実施に必要な資金の額については、次のとおりです。

本計画に基づき実施する利便増進事業のうち、路線等の運行に必要な資金の調達方法は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）及び地域バス交通等支援事業（県単補助）を活用することを想定しています。特に「504 本宮線」については、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）を活用します。

また、利便増進事業に関連して実施する事業に必要な資金の調達は、盛岡都市圏地域公共交通会議が確保します。

さらに、利便増進事業の実施に当たり、ネットワークの形成や運行の維持に向けた円滑な関係機関との協議の支援及び地域住民への説明や調整等、盛岡都市圏地域公共交通会議が資金確保以外の取り組みも支援します。

表 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

【単位：千円/年】

事業名	総事業費	調達方法		
		運賃収入	国庫補助 ・ 県単補助	盛岡市 ・ 矢巾町
利便増進事業 路線バスネットワークの維持				
岩手県交通（株） 道明線系統	32,000	32,000	0	0
岩手県交通（株） 本宮線系統	26,000	20,000	4,000	2,000

※記載の補助金等の額については、試算した見込額であり、記載のとおり調達されない場合がある。

第5章 事業実施による効果

利便増進事業を実施することにより期待される効果は、次のとおりです。都市圏計画における目標及び目標指標に基づき、事業の実施状況を評価します。

表 事業実施の効果

事業実施による効果	都市圏計画での位置付け	評価指標
利便増進事業 路線バスネットワークの維持		
盛岡市立地適正化計画における居住誘導区域と整合するネットワークの形成 (盛岡市盛南地区における路線バスネットワークの再編)		
<p>【定量的な効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡駅への所要時間短縮(本宮線系統) (矢巾営業所～盛岡駅前間:約 10 分短縮) 運行ルートを変更することで、矢巾営業所から盛岡駅までの所要時間を短縮し、定時性を改善します。 ● 居住誘導区域の地域公共交通カバー圏の拡大(道明線系統) (カバー圏の拡大:38.8ha 増) 鉄道・バス不便地域に、新たに路線バスを運行することで、公共交通カバー圏を拡大します。 <p>【定性的な効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集客施設利用者の利便性向上(本宮線系統) 一定の移動需要が見込める医療施設や商業施設に、これまで通過していた路線バスが乗り入れることにより、施設利用者や沿線住民の利便性が向上します。 ● 系統・路線の分かりやすさの改善(本宮線系統) これまで路線名が同じでも、行き先や経由地が異なる路線を統一することで、案内における分かりやすさが改善します。 ● まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築 (道明線系統) 路線バスの運行が無かった居住誘導区域にバス路線を新設し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築することで、居住誘導区域内から中心部へのアクセス性を向上します。 	<p>目標① 交通モードの役割に応じた最適なネットワークの形成</p> <p>目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて参画・連携できる体制の構築</p>	<p>指標 1-1 公共交通利用回数</p> <p>指標 1-2 公共交通利用圏人口割合</p> <p>指標 4-2 路線バスの収支率</p> <p>指標 4-3 公的資金投入額</p>